

午前九時〇〇分開議

○議長（谷重幸君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は9人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

報告します。6番、碓井議員から欠席届の提出があり、本日から18日月曜日までの会議は欠席です。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問を行います。

一般質問の順序は、お手元に配付のとおりです。

2番、北村議員の質問を許します。2番、北村議員。

○2番（北村龍二君） 議長のお許しを得ましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

まずは、今回の質問に入る前に、この地震から当町が考えなければならない。ごめんなさい、能登半島地震ですね、を考えなければならないということは何かということですね、能登半島地震は2024年1月1日、16時10分に日本の石川県の能登半島地下16kmで発生した地下型の地震。穴水町の北東42kmの珠洲市内で被害が大きかった。気象庁の発表によれば、この地震の気象庁マグニチュードは7.6であり、内陸部で発生する地震としては、日本でもまれな大きさの地震でありました。というお話であります、まれの想定外だというお話をよく聞きますが、まれや想定外が多いと、もうそれはあり得る事実として、人の命がかかっている以上、予測不能な想定内と捉えていくべきではないでしょうか。それは大変困難な推測ではありますが、せめて自分たちの地域内だけでも、そもそも大きなくくりで見なければならないのではないのでしょうか。

一般的には、地震津波が発生しましたら、何をおいてでもまずはいち早く安全に逃げるということ。そして各自治体では、一人の犠牲者も出さないという文言があちらこちらで使われています。こういうお話は当たり前のことで、定型文みたいなイメージになっております。したがって、当町としましても、その先を見据えた取組を日々、模索していかなければなりません。

今回の質問は、前回の町長がおっしゃられたアンサーを基に質問していますので、分かりやすくするためにお答えしていただいた文章も掲載しながら質問をしておりますので、そここのところはご容赦ください。

前回の私の一般質問の中で、町長は地域防災計画も地域の実情に合わせて改善すべきではありませんかとの質問に、見直しもしていると。また、町長は、見識者を交えて協議を進めていきたいとおっしゃっていました。

そこで1つ目の質問です。1つ目、地域防災計画の見直しをしているということですが、12月議会後、協議は進みましたか。

そして次です。ちょっと質問の前に、あした来るかも分からない地震に、今まで整備し

てきた高台や津波災害時の一時避難場所に避難してほしいとおっしゃいましたが、避難訓練の参加者や職員に意見を聞きながら整備をしていき、道路の拡幅やブロック塀の解体の補助など、様々な対策強化をしていくとおっしゃいましたが、ここで2つ目の質問です。私が一般質問して以降の、新たに取り組を始めた事柄とその進捗状況を教えてください。

3つ目の前に、近年日本における地震の回数も規模も多くなってきています。前回で述べたように、想像以上のこともあり得ます。それに見合った可能な限りの地震津波避難対策をより一層強化して、一人の犠牲者も出さないようにするためにということで3つ目の質問でございます。3つ目、松原小学校と和田小学校に上られる人数には限りがありますが、松原地区、和田地区内で、他所避難場所を含めると、皆さんが高台避難できるのでしょうか。

4つ目、松原小学校と和田小学校に、スロープか代わる何かが早急に必要じゃないんじゃないでしょうか。

以上4点、よろしく願いいたします。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） おはようございます。

北村議員の1項目のご質問、令和5年第4回定例会の一般質問を振り返っての1点目、12月議会以降の地域防災計画の協議は進んでいるのかにお答えいたします。

12月議会で北村議員からの和歌山県の定義、美浜町の津波避難計画に対する考え方が実情と合っていないので見直したほうがいいのではないかと、というご指摘の流れを踏まえて答弁させていただきます。

その後、国や県の定義、美浜町地域防災計画に記載の定義と、美浜町津波避難計画等の実情を改めて比較検討を行いました。結果、各種定義と美浜町の実情に大きな乖離はないとの判断をしましたので、その部分における見直しは行っておりません。今後も引き続き、定期的に乖離がないかの確認を行いながら、地域防災計画の見直し等を進めてまいります。

2点目の、私の一般質問以降、新たに取り組を始めた事柄とその進捗状況はにお答えいたします。

12月議会以降、新たに取り組を始めた事柄はとのことですが、避難路の整備につきましては、新たな要望や指摘等は聞いておりませんので、引き続き、地区要望に基づき、避難誘導灯や避難誘導びょうの設置、ブロック塀の撤去、改善の補助を進めてまいります。

また、避難路に関してではありますが、1月1日に発生しました能登半島地震による家屋倒壊などに伴い、美浜町においても、まずは命を守るためには倒壊による死亡を防ぐ取組が必要であると考えており、耐震シェルター、ベッドの設置に対する補助や感震ブレーカー等の設置補助による対策を強化したいと思います。

なお、その進捗状況はとのことですが、令和6年度当初予算へ関係予算を計上させていただいておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

3点目の松原地区、和田地区内で、他所避難場所を含めると皆さんが高台避難できるのかにお答えいたします。

美浜町津波避難計画では、避難対象地域の設定で、美浜町においては、南海トラフ巨大地震の想定津波浸水深及び津波第一波到達予想時間を踏まえ、全町域を対象としており、計3,192世帯、7,719人、これは平成26年10月1日現在となっています。また、指定緊急避難場所においては、安全性や機能性が確保されている場所や施設を高台等の指定緊急避難場所や津波避難ビル等として指定しています。

議員おっしゃるように、想像以上のことも起こり得るかもしれませんが、現段階で想定されている最大規模であるマグニチュード9.1の地震が起こった場合の美浜町内の津波避難困難者は、現在の津波避難場所の整備状況から、ゼロであると認識しております。

なお、毎年実施しています地震津波避難訓練は、災害発生時を想定した初動避難訓練であり、まずは地震から身を守り、家族の安全を確認し津波から逃げるために避難ルートを再確認しながら避難する。避難経路に危険な箇所や不備がないか確認する。実際に避難に要する時間を再確認するという大切な訓練であります。その訓練に参加していただき、自分は高台等に避難できるかどうかも含めて確認をしていただきたいと思います。

4点目の松原小学校と和田小学校にスロープか代わる何か早急に必要じゃないのかにお答えいたします。

松原小学校、和田小学校の屋上避難用外階段の設置については、平成25年8月に設置しており、毎年11月の地震津波避難訓練時には、訓練参加者の皆様方に使用していただいております。また、令和6年度当初予算におきまして、両小学校へ新たにエアーストレッチャーの購入を考えていますが、今後につきましては屋上までのスロープの設置は難しいかもしれませんが、浸水しない高さ、例えば2階までのスロープの設置が可能かどうかの調査を担当課に指示を行い、専門家に相談の上、今後の方向性を協議したいと考えているところでございます。

○議長（谷重幸君） 2番、北村議員。

○2番（北村龍二君） それでは、再質問させていただきます。

本日は、春風に乗って爽やかに、質問、強弱あんまりつけないように質問させていただきますので頑張ります。

それでは1つ目でございます。1つ目のところでですね、2月議会以降の地域防災計画の協議は進んでいますかということなんですけれども、これですね、国や県の、ここに書かれているように国や県の定義、美浜町地域防災計画に記載の定義と美浜町津波避難計画等の実情を改めて比較検討を行った結果、各種定義と美浜町の実情に大きな乖離はない。私は、地域との乖離を聞いたんです。この意味って、国や県の定義と美浜町地域防災計画の関係性じゃないですか。私は前回も聞いているんですけども、この関係性には私聞いていないんです。そんなん、乖離あったらまずいですから、それは分かります。私の文章には、地域の実情が合っていないのではと聞いてますので、ここは、もうそもそもロジ

ックがもうかみ合っていないので、もう一回説明しますね。

美浜町地域防災計画は、1年に1回は見直しされているわけですよ、今はね。それも存じ上げています。でも、毎年とは言わなくても何年かに1回とかの変更、これも差し替えとか、もしかしたらあったかも分からないですよ。ちょっと、その辺分からないですけども。そういうところを今回は見直してみませんかと言ってます。この地域防災計画は、平成26年からの分ですよ。もうほぼ10年。普通に考えれば見直すべき場所は出てくるわけですよ。でですね、私が今回見直してみませんかと言わせてもらったのは、12月議会終わってから、ちょっと地域との実情と合っていないんじゃないか、だから見直してくださいよというたわけです。地域対美浜町の防災計画、これを見比べてほしかったわけです。

例えばねえ、これ大事なことやと思うんですよ、私。例えば、具体的な例を挙げますとね、美浜町は南海トラフ巨大地震による津波想定では最大津波高17m、町全体の46%がつかると、住宅地においては90%が浸水すると。これはもう一番オーソドックスな話ですよ。例えばの話で。美浜町がつかるとイメージなんですよ。この状況下に置かれては、町は、その当時は大変だということで逃げる場所を見つけようと、逃げる場所が少ないなと、高台を造ろうと。高台造るんやったら備蓄も備えよと。備蓄備えるんやったらスロープも一緒にな。簡易トイレも一緒になって。こういう順番に増やしていったわけじゃないですか。ただ逃げるところから、逃げやすいところへ変わっていくということの見直しも一つですよ。だから、こういう町に合ったことをやってくださいと言ってます。どんどんどんどん経験とかでシミュレーションして行って、ブラッシュアップしていったんでしょ、この話って。だから、今回もそのままに放置とは言いませんけども、爽やかにね、あれですけども。放置とは言いませんけども、ちょっと一回見たらどうですかという質問でした。

これが1つ目です。これ、今もしお答えできるのであれば、もしお答えしていただきたいです。美浜町の実情と美浜町の地域防災計画のちょっと乖離があるんじゃないでしょうかというお話です。

こんなもね、ほんまはねPDCAとか、極端ですけども回していけば、最後に対策とかそういうのが出てくるわけですよ。だんだんだんだんそういう、普通は段階にスキルアップしていかなあかんのですけどね、その辺、ちょっと一回止まっているというようなイメージがあるので、一個教えてください。そこが1つ目です。

2つ目ですけども、私の質問以降、新たに取組を始めた事柄と進捗状況はとあります。引き続き、そこの再質なんですけれど、引き続きやっていきたいということと今回は耐震シェルター、ベッドの設置に対する補助や耐震ブレーカーの設置補助などで対策を強化したい。そのほかにも設計していくというの載っていました。令和6年度の当初予算見てください、書いてるでしょうみたいな、ご理解くださいみたい書いておられましたけれども、もちろんね、私言うてんのはそれ以外のことです。例えばですねえ、新たにというのは別に予算が上がってこなくても6月の補正とかですねえ、例えば今後やっていきたいよ

とか。

で、町長、昨日でしたっけ。どっか淡路島の徳島のあの自主防災会の方々と行かれたというお話がございました。そういうときでも、何かを得て帰ってこられるのであれば、そういうお話も新しい取組の中の一つにあれば、何か話をお聞かせ願いたいなど、そういうのが2つ目です。別に、3月の予算に上がっているから、上がっていないからというのは関係ございません。そういう意味で教えてくださいと言っています。

3つ目はですね、松原地区、和田地区内で他所避難場所を含めると、皆さんが高台避難できるのかという質問でございます。

津波避難計画の中にですね、円で、避難できるよ、できひんよというのをこういう地図まじりで、円で書いているやつありますよね。この辺はこっち逃げてください、こっち逃げてくださいというのはあるんですけども、これ美浜町全体の話でもあるんですけども、これはやっぱり皆さんにももうちょっと周知していただかんと、私よく聞くんですよ。私らどっち逃げたらええん、どっちのほうが一番早いんと。もちろん広報していますよ。それは分かっています。広報しているんですけども、まだ広報が弱いんじゃないかと。ですからいまだに聞く人もいてるんじゃないかと。どっちに逃げてもいいわけですよ。どっちのほうに近いんやと言われたらどっちか答えなあかんというお話なんで、もうちょっと、何ていうんですかね、マップ、新しくするなり、田井のいろいろタワーも建ってきていることですし、もうちょっとこう、皆さんが明確に分かるような、私がよく逃げられへんのちゃうんかってよう言うてますけれども、それをほんだら逃げられるで、ほらっていう、円を書いていたようなマップでもいいんじゃないですか。ここはどこに入っているということが分かると思うんです。そういうね、新たにねそういうのをつくっていただきたいですが、いかがですかということが3つ目でございます。

4つ目、松原小学校と和田小学校にスロープか代わる何かが必要じゃないですかということです。ちょっと待ってくださいよ。これはですね、今のところはやっていただけないというか、不可能ですというお言葉を、物理的に不可能ですということを2回お聞きしていますが、平成25年の8月ぐらいにあれ小学校の外づけ階段を造られたんですよ。もう今、令和5年、6年か、6年ですよ。多少なりとも誰かこういうスロープ要らんのかって、今までの流れであったんじゃないかな、なかったら仕方ないですけども、11年、10年、階段でいけるだろうと。ほんで、何も手を打たなかったと、というこのご判断。これは町長からしてどう思っておられるか。これをちょっと一回お聞かせ願いたい。

そしてですね、ここ、なかなかできませんって言われているんですけども、これまだ高齢化率、高齢化、高齢者、進みますよね。私らも含めて、みんな高齢になっていって、どんどん年いって高齢化率上がりますよね。これ、どんどん階段で上られへんようになりますよ。たどり着きました、上れません。あれほんだら、毎分何とかがっているいろいろ出ているじゃないですか、30mとかいろいろ出ているじゃないですか。あんな階段の分も入れ

んと駄目ですよ。階段、あれ1秒間に20cm、健常者の方で1秒間に20cm、段1個分でしょうね。健常者じゃない大変な方は、その倍、もしくは3倍ぐらいかかってくるというお話でございますが、上まで上がるまでに、何人上がらなあかんくて、そんな人数を今求めているんじゃないで、そういうこともきっちりやっていったら、和田小学校の階段、10年も放置しませんよ。もうあれでできたからええよという、このねえ考え方、一回ちょっと、この2つをねちょっと答えていただきたい。この、今までの4つ分、よろしくお願いします。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 北村議員の再質問にお答えいたします。

まず、1点目の町に合った計画のことをやってほしいとおっしゃっていますが、もともとそのように、町に合ったように、計画どおりに進めてきたつもりでございます。町独自の、ほんなら計画なんかと言われたら、そこは、やはり、私どもとしましては、もともと国や県の定義や、それと地域防災計画に記載の定義と、いろんな計画等の実情、改めてもう先ほども答弁しましたように、比較検討を行いまして、その中で乖離はないということでしたので、そのとおりに進めているということでございます。やはり、国や県の定義を基に、今後も計画見直し等を行っていきたくと思っております。

それと、自主防災会で行ったときに、どういうことを学んできたかということですが、改めて、やはり行ってきた中で、耐震ベッドを、その大きさやいろんな物を見ておりましたら、地震の倒壊のテレビで映し出されたものを見ましても、やはり家屋の倒壊、それを目の当たりにしてきましたので、一番必要じゃないかと、命を守るためにはそこが一番必要じゃないかということを考えました。

それと、神戸では語り部の方に聞きました。それは、やっぱり何かが部屋にあったら、そこで自分の隙間ができた。近所とのお付き合いの中で、やはり自分がどこで今一番いるかということも、ご近所の方も分かってくれていたもので、すぐにそこに助けに来てくれた。やはり、近所とのコミュニケーションが大切ではないか、地域のつながりが大切ではないかというふうにお聞きしてきました。だから、やっぱりそういうことも本当に大事ななということ、私もともとやっぱり、昔の長屋生活というんですか、そういうのが大事じゃないかなと思っていましたので、やはりそういうことが大事なんだなということ学んできて、区長の方たちともそういう話はさせていただきました。

逃げるマップをつくったらどうかということですが、今回、そんな話、初めて聞きましたので、これはまた担当課と協議を重ねていけない話だなというふうに考えています。

スロープの話ですけれども、不可能と言うたん違うんかということ。不可能って私言ったかなあというふうに今思っております。まず、今はひまわりこども園のらせん階段も狭いということで、皆さん、すぐに大勢上がれないんじゃないかということで、違う方面から上がれないかということで今回、設計等、それと工事のほうを計上しておりますけ

れども、各小学校につきましても、担当課に、次は小学校スロープ、私は素人考えですので、できるのかなとは思っているんですが、それは、やはり専門家にお聞きしないと分からないので、やっぱり専門家に聞いてほしいよということは伝えております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 2番、北村議員。

○2番（北村龍二君） 1つ目ね、進めておられるということであれば、町長も自負されているのであれば、これは、私はそれ以上を何かを突っ込むというようなお話ではございませんので、私から見てこう実情がそういうふうには見えなかったということでございます。まあ1つ目は結構です。

2つ目、新しい取組という意味では、確かに耐震ベッドとか、うちの同僚議員もその話も言うていたと思うんですけども、その辺は新しい取組ですばらしいことだと、結構だと思いますけれども、ほかにもあったらと思ったんですけども、いろいろ勉強を町長もされてきたということで、2番目も結構です。

3番目は、もう一回勉強するとおっしゃいましたか、最新のマップ。そんなに大変なことかなと思うところもあります。マップみたいなんつくって、皆さんに周知していただくという行為はいかがでしょうか。もう一回お聞きしたいです。

そして4つ目。4つ目も町長の名誉のためにあれですけども、担当課から、担当の職員からちょっと難しいということは聞いていますと、うん。だから今考えていませんという、これはニュアンスが違うかも分らないので、そこはもう私も全面的に否定するわけじゃないですけども、そういうお話はされてます。職員に聞きましたと。それは、ちょっと難しいというお話を聞いているので、スロープは難しい。だから、ストレッチャーか何かでとおっしゃっているはずで。その辺はおっしゃっているのはおっしゃっている。ストレッチャーが今回も出てきていますけれども、予算でもね。ストレッチャーでどんだけできるのかなと、僕は、僕は、疑問に思っている。前回は言いましたけれども、和田の東中571人、西中619人のうちの真ん中、半分ぐらいが行ったら、何百人になるのかなと。もちろん、お昼で仕事出たらどうもないかも分かりませんが、夜に、ほいたらボーンとなったときにはみんな押し寄せてきますね、階段に。和田小のね。

それで10年そうだったから、私は思うんですよ。5年前にそれが起こってたらどんななってたんやろうと。今ちょっとお聞きしたら、設計をしていただいているとおっしゃいましたよね。町長。設計をもうしていただいている。してない。設計はしてない。設計を考えているとおっしゃったんですね。専門家に聞く。前回は専門家に聞くんだったんです。3か月たっても専門家に聞くというお話は、ちょっと私納得いかないんですね。してなかったんかいという話になりますから。前回の12月と同じ答えであれば。ちょっと、もう一回改めてくれませんか。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 北村議員の再々質問にお答えいたします。

逃げるマップ、どうなっていることですが、再度のことですが、今皆さんにお配りしている地図の中にも、どこが浸ってどこへ逃げるといのは書かせていただいているので、それとどうなるのかなというのがありますし、一度担当課と、そこは協議をしていただきたいというふうに考えております。

あとですね、スロープのことですが、担当課の担当者に聞きましたところは難しいという話は聞きました。それも、本当の専門家というたらそうでもないもので、やはり、そこで止まるんじゃないし、もっとしっかり専門家に聞いて、できるかどうかといのは、それが可能なかどうかといことを聞いてほしいといことで、担当課としたら、3階までですかね、3階までのスロープだったらどうなのかなといのは専門家に聞いているというふうには聞いております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 2番、北村議員。

○2番（北村龍二君） 私はもう既に、12月のときに2階はどうかって聞いていますからね。そういうのも含めて聞いてもらわなあかんと思うんですよ。で、3か月も専門家に聞いてもらうのにかかってたら、人の命かかっているんですから、早く聞いてください、町長。何にしていけないような状態に見えますよ。違っても。町長、ほんま、これはもうほんまにちょっと考えてください。もうスロープ絶対要りますから、私は思います。

だから、今、例えば浜ノ瀬地区の集会場ですか、あそこもスロープなかったんですかね、私ちょっといろいろ見させてもらっています、スロープあるとことないところ。そういうの、スロープって絶対要ると思うんですよ。なかなか、ほんちゃんであってなっているときに、前も言いましたけれども、なかなかストレッチャーで上も下も、こないして引っ張り上げたり、人は上れやんとこおんぶして、なかなかやってくれませんよ。それは、私はしますけれども。はい。そやけども、そんなん普通はやってくれませんので、そういうところをもう一回だけ考えてください。もう最後にもう一回お願いします。スロープの件はもう一回お願いします。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 北村議員にお答えいたします。

それは、もう担当者にまた再度伝えますので、そこはご理解いただきたいと思ます。

まずですね、こないだの3月11日の東北地震の13年目のテレビ放映を見ていましたけれども、津波は絶対、津波てんでんこだというふうに放映されていまして、取りあえず逃げていただいて、そこまで上れなくても行っていただいて、誰かがやはり上へ上げてくれる。東北の地震でも、乗り捨てられていたのが一番多かったのが車椅子だと。その上へ上がるのに、車椅子だといことで、やっぱり、美浜町民も、絶対そこまで来たら皆さんを上へ上げないといような人はいないと思うんです。やはり、スロープのことも考えます、もちろん考えていきますけれども、それまではそういうふうにして、皆さん助け合いが必要だと思っていますので、絶対そこまでは逃げていただきたいという私の思いでござ



ざいます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 2番、北村議員。

○2番（北村龍二君） 先ほどちょっと和田小、和田小と言うていますけれども、ごめんなさい、松原小学校も一緒のスロープを考えているんで、お間違いないようにお願いします。

はい、次いきます。

和田地区の避難タワーについて。

この質問も最初の質問同様、今回の一般質問からの抜粋と町長の答弁と私の質問を交えて出来上がった質問です。

前回、和田東地区、和田東中地区、吉原西地区に高台が必要ではありませんかというお話です。私自身、納得がいかないので、今回また新たに質問させていただきます。

これまた、前回同様、この地区の避難場所に遠い方々は逃げるところが欲しいと言っておられます。逃げるところまで間に合わないよと言っておられます。私の足では無理やよと言っておられる方もいます。和田小学校のような避難場所にたどり着いて、あの急ならせん階段上られへんわと言っておられる方もおられます。住民さんは自分の家の隣に避難場所を造ってほしいとはおっしゃっていません。私たちでも逃げれる範囲に避難タワーや高台を造ってほしいという解釈だと私は推測しております。

これは和田小学校に限らず、美浜町全体でも言えることですが、高台があってもなかったとしても住民は思っておられるということです。現実、高台があってもと言われる方がおられる一方で、住んでいる地域にそれがなかったら皆さんはどうでしょうか。余計に人間の心理的にはどう考えるのが一般的でしょうか。住民感情はいかがなものか、何でこっちだけは造ってくれへんのかなと思う人々が一般的です。避難タワーや高台に限らず、その考え方がどんどん最近増えていっているような気がします。そういう声、町長は拾えていますか。町長がそのようなそよよなという方ばかりになってきてませんか。人生の先輩ではあり、学校の先輩である町長に大変失礼なお話かも知れませんが、非常に考え方が偏られているような気がします。私は今でも、前からも町長の応援団ですから、偉そうに言って申し訳ありませんが、スロープと避難タワーについては要らない理由が分からないんです。

そこで質問です。松原地区に続いて避難タワーなどを和田東、東中地区に建てるお気持ちは、引き続きないですか。

2、和田地区の町民さんの中には、安心安全なまちにしてほしいと言っておられる方がいる以上、何らかの説得やケアも、町の住民サービスの一つではないでしょうか。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 北村議員の2項目のご質問、和田地区の避難タワーについての1点目のご質問、避難タワーなど和田東、東中地区に建てるお気持ちは引き続きないのか

にお答えいたします。

津波避難困難地域とは、美浜町津波避難計画において、津波の到達時間までに浸水域外の高台や浸水域内の津波避難ビル等の安全な場所に避難することが困難な地域であります。和歌山県が平成26年度に策定した「津波から『逃げ切る！』支援対策プログラム」に基づいた美浜町津波避難計画において、美浜町の津波避難困難地域は吉原（新浜）地区、浜ノ瀬地区、田井端地区となっており、その後平成29年11月に松原地区高台津波避難場所が完成しておりますので、現段階で町内には津波避難困難地域はないということになります。

そこで、和田東、東中地区に避難タワーを建設する気持ちはないのかとのことですが、この任期中は新たな避難タワーを建設する予定はありません。

2点目の和田地区の町民さんの中には、安心安全なまちにしてほしいと言っておられる方がいる以上、何らかの説得やケアも町の住民サービスの一つではないのかにお答えいたします。

現段階では、町として必要な避難場所は整っていると考えております。引き続き、ブロック塀の撤去、改善に対する補助を活用した避難路の確保や、住宅耐震診断や古家解体支援、耐震改修工事、耐震シェルター、ベッドの設置に対する補助など、様々な事業を通じて、地震起因の津波による被害対策だけでなく、地震そのものの揺れから命を守るための施策を進めるとともに、備蓄食料など震災後に必要な備蓄品等の整備を進めることで、住民の方々に安心して過ごしていただけるまちづくりを推進してまいります。

○議長（谷重幸君） 2番、北村議員。

○2番（北村龍二君） それでは、再質問させていただきます。

1点目のその高台造っていただけませんかという質問のほうです。

町長の今のお話、今のお話一貫して同じお話なんで、その筋は通っています。ただ、ほんなら私が確認したいのは一個だけあるんでちょっと聞いてください。

和田東、和田東中、吉原西には現在高台は要りませんということですね。国や県の指針に当てはまるのはここじゃないから、時間的に間に合うというお達しが出ているから大丈夫ということですね、東中とか東については。和田まで間に合うとか、ええ意味ですよ、間に合うということで大丈夫ということですね。だから、何とか町が指定した高台まで逃げていってくださいということでもいいですね。たどり着いたら、先ほどの誰かが、美浜町の人がやってくれるからということで、たどり着いたら何とかなるから、初めから諦めんといってくださいということですね。逃げてきてくれたら、案外間に合うから、大丈夫ということですね。遠過ぎてその気力もないという人も多分おられると思うんですけども、それでもそう言わずに訓練も参加して出てくださいということですね。これ、大体、大まかに合ってますか。行けるということで合ってますか。これ、北村、何言うてんのなというんであれば後で教えてください。

2つ目。さすがに私も見てて、浸かんとこにも高台欲しいかって言ったら、そら欲しく

ないやろうと思うところもありますし、地区によってはね。和田に限らずです。それは浸かると予想されていない地区ならいいんですけども、浸かるだろうと言われているところは、やっぱり人間って不安になるじゃないですか。ほなその不安をどうするかということも含んでるわけですよ。ケアというた分はね。

例えば、町長はね、わっしょいわっしょいと今言うてはるところがあると。高台してくださいというところがあると。いや、もう大丈夫やで皆さんで、何ていうんですか、タウンミーティングじゃないです、何でしたっけ、みんな寄ってやってもらうところね、そこで町長行って、そういう造ってほしよ、造ってほしよという声大きいですよということに対して、ちょっとお声をかけていただくとかね。そういうケアが大事なんじゃないですかとお聞きしているんです。耐震シェルターをやっているとかそういう問題ではないんです。私、最後の質問は心の問題をお聞きしています。町長が美浜町を引っ張っていただく上で、住民さんが安心安全じゃないよと、もし言うておられるんなら、町長からやっぱり出向いて、大変ですけども、お忙しい中、出向いていただいて、お声かけていただくケアも必要じゃないんですかとお聞きしています。

以上、2点お願いします。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 北村議員の2項目の再質問にお答えいたします。

タワーは現在要りませんということですか、時間的に間に合うということですかということですが、松原地区と和田地区の津波到達時間も違っております。ただ、松原地区においても、新浜の端とか、浜ノ瀬の本当に端の方も、高台まで行く時間考えたらすごいかかるんです。そういう方にとりましても、じゃ、私たちも間に合わんよということに、多分なってくるかと思うんですけども、松原地区と和田地区の津波の時間というのも異なってきますので、私は今のところこれで間に合うのかなというふうには考えておりますので、先ほどの答弁のとおりでございます。

あと、出向いて声かけしてくださいよということですけども、そこら辺は、出向くのはたやすいことだと思いますけれども、そこまでは今のところ考えてございません。私も、計画に沿って進めていることですので、そこはもうご理解いただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 2番、北村議員。

○2番（北村龍二君） これは、緊防らでも令和7年まであるんですよ。この上の高台の話らでも、スロープでもそうですけれども。もう、やられたらいいのになってほんまに単純に思う、もうこれ以上私ももう、同じことを質問もしにくいので、今日でこの質問に関して、ここの部分だけに関しては終わりたいと思っていますけれども、どうしてかなあと思うところはあります。

で、そのケアなんですけれども、出向くのはたやすいとおっしゃられるんなら出向いて

いただいたほうが町民さんは喜ぶんですけどね。喜ぶといいますか、いろいろ言いたいことを、言いたいことって悪口じゃなくて、こんだけしんどいよ、こんだけ気重いよということも言うてると思うんですよ、言うてくれると思うんですよ。

ほんで一個ですね、町もなかなか動いていただけない中で、それはもう仕方ないですよ、それはもうそれは悪口じゃなくて、動いていただけないという中で、一個、この前から東中地区では太陽光をやるやらんでちょっといろいろお話を受けていまして、私もお依頼を受けて、うちの議長も1回行っていただいたりしながらやってるんですけども、この前ある住民さんが、もう避難所造ってよ、言いました。普通なら太陽光の会社、それも奈良から来られてたんですけど、分かりましたって普通なら言わないですけど、ちょっと考えさせてくださいと。あそこ1反ぐらいあるんですかね、で、考えさせてくださいと。最近、何かお話聞きますと、よっしゃ分かった、そこにほんなら造るわと。上に太陽光乗せるかと。ねえ、すごい会社やなど。もちろん宣伝とか広告も入ってて、私は地区と、私たちの会社は地区にとってなっているのかも分からないですよ。そやけども、すごいいると思うんですけど、そんなところに高台建ててくれると。ありがたいことなんですけど。高台といっても、町が認定していないので危ないですよとか、いろいろ問題はあるんですけども、そういうお気持ちがねえ企業さんから出ているという、町はなかなか難しいと言われる。つらいですね、私も。はい。

今日はいっぱい来てくれてはりますけども、私を見に来てくれているんかどうかわかりませんが、そんだけ関心があるということです。で、開かれた議会という意味では、こんなんして来ていただけるというのはすごくありがたいことやと思うんですよ。うん。今のちょっと余談ですけど。ですもんで、そういうケアというのは、ほんまに町長、もう一回ちょっと見つめ直していったら、見つめてるとは思いますけれども、そういうことがあれば足を運んでいただくのも一考じゃないかということですが、町長、いかがですか。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 北村議員にお答えいたします。

太陽光のお話は、私も担当課長からも、全部もう報告受けております。その会社とは、何かメリットというんでしょうかね、そういうことがあるのかなというふうには思ったんですけども、その各地区へ回るということですが、今は、そこは私の中では考えておりません。

以上です。

○2番（北村龍二君） 結構です。終わります。

○議長（谷重幸君） しばらく休憩します。

再開は10時5分です。

午前九時四十七分休憩

—————・—————

午前十時〇五分再開

○議長（谷重幸君） 再開します。

9番、谷進介議員の質問を許します。9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 発言の許可を得ましたので、通告にのっとり質問をいたします。

昨今、近隣公共団体での発注工事に係る職員が関わった問題、すみません、これ句点を削除して「や」に変えてください。問題や鯨の処理費に関しての話題等は、マスコミをにぎわしている感があり、議会議員として他山の石とせず、議会の重要な責務である行政の監視機能を高めなければと感じているところであります。

そこで、今回の質問は町の予算、お金の使い方である、いわゆる公共調達についてお聞きします。

小職の拙い知識では、公共調達とは、政府や国有企業が民間部門から商品やサービスを購入するプロセスをいい、税金が使われるため、厳格な手順に従うことにより、プロセスが公平、効率的、透明となり、公共投資の浪費を最小限に抑えることが期待されているものとの認識であります。この公共調達について、当町の見解をお聞きします。また、その公平、効率的、透明性を担保するための当町における公共調達プロセスについてもお示しください。例えば、調達の種類や手法、調達相手となる民間企業等の選定理由等、規則や要綱または取決めや慣例、先例等、存するものの詳細をお示しください。

次に、この公共調達をより知るために、当町の令和6年度における予算の内訳をお聞きします。

本来なら、特別会計予算についても同様の問いをすべきと考えますが、それについてはまたの機会に委ねたいと考え、今回は一般会計予算のみとします。具体的には、一般会計歳出予算を節別にそれぞれの総額と、どの節に公共調達部分が存するのか、また、そのおおむねの合計予算額を分かる範囲でお示しください。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 谷議員のご質問、町政と公共調達の1点目、公共調達とはにお答えいたします。

公共調達とは、町の予算に基づき、町が行う工事の請負、業務の委託または物品やサービスの購入により完成した物件の引渡し、役務の提供、物品の納品等を受けることと認識してございます。

2点目の調達の手法、ルール等にはにお答えいたします。

公共調達に関係することとしては、美浜町財務規則において契約の方法を定め、調達の種類は一般競争入札、指名競争入札、随意契約が主なものとなっています。

手法、ルール等については、工事の請負、業務の委託、物品の購入等、性質や目的により異なることもありますが、例えば工事の請負における入札の場合は、美浜町工事等競争入札参加資格者審査要綱、美浜町工事等入札参加資格者審査委員会内規及び美浜町総合点数算定取扱基準に基づき、適合した業者を工事金額により、美浜町建設工事等請負業者選定委員会で選定案を承認し、その業者で入札を行います。

入札では、あらかじめ予定価格を定め、50,000千円未満の工事については最低制限価格を定めることとし、予定価格及び最低制限価格は事前に公表しています。物品の購入等では、規則、要綱等で定めたものはございませんが、調達する物品や金額にもよりますが、原則は地元業者を優先し、該当業者がなければ日高郡内や県内といった住所要件や、指名願の出ている業者や過去の購入実績等を考慮し、調達先として選定しています。

3点目の予算額にはお答えいたします。

一般会計歳出予算を節別にそれぞれの総額については、報酬73,265千円、給料4億29,488千円、職員手当等2億17,404千円、共済費1億46,492千円、報償費9,231千円、旅費9,088千円、交際費2,250千円、需用費1億83,595千円、役務費2億56,505千円、委託料3億49,626千円、使用料及び賃借料98,156千円、工事請負費2億91,954千円、原材料費1,081千円、公有財産購入費4,000千円、備品購入費68,735千円、負担金補助及び交付金7億23,949千円、扶助費4億4,264千円、補償補填及び賠償金9,200千円、償還金利子及び割引料3億31,061千円、投資及び出資金48,972千円、積立金6,364千円、公課費705千円、繰出金3億96,080千円、予備費5,000千円でございます。

また、どの節に公共調達部分が存するかについては、公共調達とは町の予算に基づき、町が行う工事の請負、業務の委託または物品やサービスを受けることから、報償費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費、公有財産購入費、備品購入費であり、これらを合計したおおむねの合計予算額は約12億62,000千円でございます。

○議長（谷重幸君） 9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 今回の答弁お聞きしますと、小職の捉え方というか、公共調達についてですね、ほとんどそごがないので何らあまり申すことはないんですが、ただ、その、そもそも公共調達とは何のためにというところも触れるという、質問にはそういう語句がなかったのが質問の仕方が悪かったんだらうなと思いますが、このそもそも公共調達というのは、美浜町というのは一番大きな、一番大きいというか町内で一番大きなサービス業でありますので、住民サービスを提供するために公共調達を行うということは、ここはこれでよろしいですね。はい。

そんな中で調達の方法と、契約の方法で一般競争、指名競争、随意契約等と、その取決めという中で、何とか要綱、内規、取扱基準、選定委員会指名願等まででもありましたが、これはどれとどれがどうなって、ああってというのが、何かあの、何かのセリフみたいですけども、少しその辺がよく、今の説明だと、ただ、その内容というかそういう規定だけを羅列されたので、例えば一般競争入札とはこういうもので、これに関してはこれこれこんな規定、このこれが充用されて、また逆に指名競争ではどうなってこうなって、というような説明はいただけますか。

と同時に、また物品の購入等では、規則、要綱等がないとおっしゃっていましたが、こういうことも含めて、その前の指名競争、一般競争というところでもそうですがね、議会議決等についてはどうなっているのか、何ら触れられなかったように思います。当然知って当たり前のことなのですが、改めて少しお聞きする次第です。

それと、調達先が決定し契約をしますよね。その契約について、この生産というか、要は税金を使うわけですからその使われ方というんですかね、簡単に言いますと一般の我々でしたら何かあれば、例えば、手付金とか着手金とか言いますが、工事など、前渡しとか前渡金って言うんですか、そんな聞いたこともあります。中間金の問題、また当然その中間金もいろんな回数はあるのかないのか。また、どんなときに前渡金があるのかないのかとか、また中途清算とかという名前も聞いたことがあります。議員になって何年目かに、町内の大きな業者が倒産ということで、公共下水事業だったかな、何か大きな工事が途中で中途清算したという記憶があって、その折には、何か保証会社があってそこから保証金が出て云々とか、少し議会での審議もあったやに記憶をしております。そんなあたりも触れていただけたらと思います。また成果物の内容についてですね、何かペナルティであるとか、何かそういう取決めとかあるのかないのか。

それと、その財務大臣の通達、「公共調達の適正化について」、こういう文書はあるのはご存じですか。ここに、今手元にありますが、いわゆる、どうしてもその公平公正、今、ずっと、るる町長が答弁いただいた内容と何ら大筋変わることがなく、それに細かく書いているか書いてないか次第ですけれども、町というのは、こういうのは、どんな参考と言ったらおかしいですけれども、こういう通知、通達には縛られるのか、町のこんな今、先ほど来、答弁いただいた5つか6つのその要綱とか内規とか基準とか、そういうものの成り立ちにはこういうのは影響あるのか。そのあたりもお示し願えたらと思います。

最後に予算についてです。おおむね12億60,000千強、これは直接のその契約いろいろする話でありまして、再質問の冒頭で言いましたその公共調達とか住民サービスのためのということから考えれば、ここの職員さん全てもそうですよね。職員さんがあってこそ住民サービスが提供でき、また公共調達ができるということでもありますので、そんなふうに考えますと、町長答弁いただいた各節別の金額からすると、人件費部分で8億50,000千ぐらいありますね。また一覧表をお配りしますが。そうしますと、両方合わすと21億円ぐらい。この21億円というと、この小さな、人口、たしか3月1日現在で6,400、すみません、忘れちゃいました。まあ所帯数も3,000、ほんのちょっと顔を出している程度。町のホームページの数字であります。そのような町の中から見ると、21億円と、大変大きな数字であります。ですから、その公明正大、公正、公平、透明性と、これは当たり前のことではありますが、その持つ影響力というのは、町政にとってどれぐらいというのは十二分に認識していらっしゃると思いますが、その点についてもご答弁いただけたらと思います。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 谷議員の再質問にお答えいたします。

ちょっと私からは、大まかに答弁させていただきます。

谷議員、おっしゃる通り、本当に公共調達としまして、住民サービスを行っていく上で必要ということで、もちろんおっしゃるように基本的な方針としては、やっぱり公平性、競争性、透明性を確保することが大事というふうに考えております。もちろん、おっしゃっていたように職員がなかったらこういうことも進めていけませんので、人件費もかかっておりますが、これは、やはり今回も人件費が上がってきたのは人勧による人件費が上がってきたのと、それと物品調達につきましても物価高騰、工事につきましても週休2日とかそういうふうにも、人件費も必要になってきておりますので、令和6年度の予算も今年度に比べてかなり上がってきているというふうに感じております。でも、この小さな町も、そこら辺の予算が必要になってくるのではないかというふうにも感じておりますので、そこはご理解いただきたいなというふうに感じます。

私からは以上です。

ほか、詳細については担当課長からまた答弁させていただきます。

○議長（谷重幸君） 農林水産建設課長。

○農林水産建設課長（大星好史君） 私からは、工事請負費、入札の関係についてお答えいたします。

まず、いろいろな要綱、内規、基準等ですね、答弁書に書かれているけれども順番的にどうなっているのというようなこととございますので、簡単に内容を説明させていただきます。

まず、工事請負費ではですね美浜町工事等競争入札資格審査要綱というのがございまして、そこには参加者の資格、あと町内業者の定義等をうたわせていただいております。次にですね、ここで資格者を定義しまして、そのあと美浜町工事等入札参加資格審査委員会内規、ここでですね資格審査対象者の審査事務、審査委員会の構成等を定めております。その後ですね、美浜町総合点算定取扱基準によりですね、その基準により算出した点数により業者のランクを決定しております。業者の資格、あと取扱算定基準についてはここまですべてでございます。

今現在、法人8者、個人3者、営業所活動をしている5者が、合計16者が町内業者として登録されているというようなこととございます。

ちなみに、ここで分けますと、土木工事に関しては、ランク1が8者、ランク2が2者、ランク3が4者、ランク4が1者となっております。建築工事につきましても、ランク1が3者、ランク2が2者、ランク3が3者、ランク4が5者というふうなこととなっております。

その後ですね、この選定委員会運営内規、ここでですね業者を選定するわけとございますけれども、1,300千以上の建設工事につきましても、この選定委員会にかけます。そこにはですね、まず基準がございまして、土木一式でございまして、ランク1の業者につ



いては8,000千から1億50,000千未満の工事。ランク2の業者については、3,000千から40,000千未満の工事、ランク3については15,000千未満の工事、ランク4については5,000千未満の工事というふうに規定しておりますので、1,300千以上の工事、この金額基準に該当するランクの業者を選定します。これはもう担当者のほうで選定します。その案をもって、選定委員会で選定業者が妥当かどうかというのを審査して、最終発注にかけるといような流れでございます。

それと、議会議決に関してですけれども、議会議決については工事請負費では、予定価格50,000千円以上の工事について適用されます。答弁では、50,000千以下の工事では最低制限価格というふうに書かれてますけれども、ここについては50,000千以上の工事につきましては、最低制限価格ではなしに低入札調査基準価格というのを最低制限価格の代わりに設定します。

最低制限価格と低入札調査基準価格の違いは何かといいますと、計算方法は同じなんですけれども、最低制限価格についてはそれを下回る金額を入札された者は入札失格となります。50,000千円以上の工事、低入札調査基準価格を適用しますと、それより下の金額の入札も可能になりますけれども、それについて積算資料の提出を求めます。で、その提出された資料が妥当かどうか、それと工事請負契約、またいろいろな仕様書に対してこの契約の履行が可能かどうかというのを審査し、最終的に可能であると判断されればですね契約に至るといようなことでございます。

その次に、保証金の関係でございます。

今、美浜町では5,000千円以上の契約の工事に対して保証金を頂いております。保証金の率は100分の10以上の契約保証金の納付が必要となっております。これは、現金、保証書、保証証券が有効です。

それと、前払い金についてもですね5,000千以上の工事に適用しまして、前払金は工事請負金額の、契約金額の10分の4のお支払いをしております。これもですね保証会社等の保証書が必要となってきます。

それと中間払い、部分払いですね、部分払いについてですけれども、これも、ここは財務規則の中に規定されておりますけれども、今、町の運用としては5,000千以上の工事、部分払い及び中間前払いという制度を適用しております。部分払いについては、単年度工事の場合は、そのほとんどが部分払い1回を適用しているといような状況でございます。

それと、そうですね過去に私担当しました工事、そういうようなこともございました。このときはですね打切り精算ということで、今できているところまで清算し、その後、その金額についてはですね、契約金額についてはですね西日本保証会社のほうからその金額のお支払いを受けたと記憶しております。

あと、ペナルティについてはですね、ここは指名除外の内規というのもございまして、例えば、役員の逮捕であったりですね、あと、いろいろと工事不履行といようなところ

もございますけれども、そこで幾つかに分けて指名除外の内規をつくっているというようにございまして。

以上です。

○議長（谷重幸君） 総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） あと、入札の種類等問われていたということでございますが、主にうちのほうとしましては、指名競争入札または随意契約というのが主な契約方法になってございます。

指名競争入札については、あらかじめ指名願を出された業者に対して、先ほど来から説明している事業費、ランク等によりまして入札を行うものでございます。また、随意契約につきましては、地方自治法に定められた各項目、少額の契約であったり緊急を要するものであったりという、そういう要素を含めたものが、随意契約が可能とすることとなっております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） たくさんご答弁いただき、ありがとうございます。

まあ、ほぼ全て網羅していただきましたので、何らあれはないんですけども、ただ、やっぱり要綱、内規、基準、選定委員会の、またこれ内規とか、指名願、除外内規とか、あまりにも複雑多岐にわたりますので、そのあたり文書化されているのであれば、その提出を求めたいんですが、そのあたり議長、お取り計らいを願えますでしょうか。

○議長（谷重幸君） 協議して対応します。

○9番（谷進介君） はい。それはそれとして、もう一点、議会議決の点であります。50,000千以上とありましたが、記憶違いで、私が間違えてたらごめんなさい。たしか物品の購入でも予算額が幾ら以上ということであると、たしか7,000千だったか10,000千だったか、少しちょっと記憶があやふやなのか、答弁に関して単純に答弁漏れだったらそれはそれでいいんですが、そのあたり、再度、いかがですかというのをお聞きすると同時に、それぐらいか。いずれにしても、これ聞いたのは、我々も、何か年間3,000千ですか、そうすると指名願というのか業者登録というのか、何かそういうのをしなきゃ議会議員としてしなきゃならないはずですし、あまりそういう町との直接取引というのは、そのあたり個々の議員の判断でしょうけど、何ら申し上げることはありませんが、そのあたりもあって、した次第ですので、そういうことの契約について町長はどう考えるのか。どう考えるのかって法律で決まったことだから、何ら問題ないんですけど、今まであるのかないのか。少しお答え願おうかな。申請があるのかないのか。

それとこの指名願についてですが、過去何年か前には、国交省の基準の云々という書類を出せというような、紋切り型の何か指導を受けた記憶あるんですが、昨今は美浜町のホームページに充実されて書類等全て上がっているところは指摘をして、少しは褒めておかないといけないなと思いますので、こういう努力をですね、円滑な業務、またそれがひい

ては住民業者サービスになると思いますので、ほかのことに関しても、当然横への展開と  
いうか、広げていってしかるべきなので、そのあたりも重ねて申し上げて、その1点だけ、  
その物品購入についての議会議決について答弁願えますか。

○議長（谷重幸君） 総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） 先ほどの答弁では漏れておりました。

物品の購入につきましては、財産の取得としまして7,000千以上のものの購入につ  
いてと定めております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） もういいです。終わります。

○議長（谷重幸君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午前十時三十三分散会

再開は、明日15日午前9時です。

お疲れさまでした。